資料 12-3

プール清掃及び安全点検業務委託共通仕様書（H24 直営当時）

１．目的

本委託業務は、当該市有施設のプールが安全かつ良好な状態が保たれ利用者の安全・安心が確保できることを目的としてプールの清掃及び点検を実施するものである。

２．委託期間

平成２４年４月１日　から　　平成２５年３月３１日まで

３．委託場所

中野町２７２６番地８

４．業務範囲

各施設のプール内及びプール用デッキの部分全面。

５．清掃及び点検方法

（１）　デッキブラシその他を使用し、水洗いとする。

（２）　化学薬品、洗剤等は有リン化合物を含むものは使用しない。

（３）　プール排水口については、カバーをはずし内部も清掃すること。その際、委託者とともに排水口に不備及び不具合がないことを確認する。

（４）　ろ過機の給排水口についても委託者とともに不備及び不具合がないか確認すること。

６．業務の報告

（１）　完了報告は別紙様式により作成し、委託者に速やかに提出すること。

（２）　記録写真は以下のとおりとする。

（ア）　プール底面・・・作業前･作業中･作業後　　各１枚

（イ）　プール側面・・・作業前･作業中･作業後　　各１枚

（ウ）　水口･・・・・・・・形状・吸い込み口・はずされたカバーの確認ができるように撮影した作業後の写真及びカバーを付けボルト固定の完了写真　　各１枚

計８枚を撮影し、インデックスをつけて完了報告書と一緒に提出すること。

７．業務の内容

（１）　「八王子市プールの衛生管理等に関する条例」、「八王子市プールの衛生管理等に関する条例施行規則」、「プールの安全標準指針（文部科学省・国土交通省）」、「遊泳用プールの衛生基準について（平成 19 年 5 月 28 日厚生労働省健康局長通知）」を遵守し、適正な安全管理に努めること。

（２）　業務に必要となる器具は受託者の負担とする。

（３）　作業開始前には委託者に連絡し、その指示に従うこと。

（４）　清掃等の作業中にプール槽等に破損などを発見したら委託者へ報告する。

（５）　施設内は必要の無い場所に立ち入らないこと。

８．ディーゼル車の排ガス規制

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成１２年東京都条例第２１５号）他、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、委託者に速やかに提示又は提出すること。

９．本委託仕様書に定めのない事項が生じた場合は、委託者及び受託者の協議により決定する。

１０．　適用年月日

本仕様書は　　平成２４年４月１日より適用とする。